

京都市訓令甲第10号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年11月11日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項中第28号を第33号とし、第19号から第27号までを5号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の5号を加える。

- (19) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（次号から第23号までにおいて「条例」という。）第11条による指導に関すること。
- (20) 条例第13条による緊急安全措置に関すること。
- (21) 条例第14条による軽微な措置に関すること。
- (22) 条例第15条による調査（不良な生活環境を生じさせた者を確知することができる場合に限る。）及び報告の徴収に関すること。
- (23) 条例第16条による立入調査等に関すること。

別表担当区長の項中第33号を第38号とし、第24号から第32号までを5号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の5号を加える。

- (24) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（次号から第28号までにおいて「条例」という。）第11条による指導に関すること。
- (25) 条例第13条による緊急安全措置に関すること。
- (26) 条例第14条による軽微な措置に関すること。
- (27) 条例第15条による調査（不良な生活環境を生じさせた者を確知することができる場合に限る。）及び報告の徴収に関すること。
- (28) 条例第16条による立入調査等に関すること

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)